

## 大台町高齢運転者安全運転支援装置設置補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者が新たに安全運転支援装置（以下「装置」という。）を購入及び設置する場合に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付するため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 安全運転支援装置 国土交通省の性能認定を受けた自動車の運転に係るペダルの踏み間違いによる急加速を抑制する装置又はペダルの踏み間違いを防止する装置をいう。
- (2) 自動車 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車をいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、次の各号に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- (1) 町内に住所を有し、70歳以上であること（申請に係る年度内に70歳に達する者を含む。）。
- (2) 有効な自動車運転免許証を保有していること。
- (3) 町税に滞納がないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (5) 装置設置後1年以上その装置を使用する者であること。ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、この限りでない。
  - ア 天災等による破損等、自己の責めに帰すべき事由以外の事由で装置を処分することが確認できたとき。
  - イ 病気等の事由により自動車の運転が困難になったとき、及び自動車運転免許証を返納したことが確認できたとき。
  - ウ その他、町長が認めたとき。
- (6) 過去に当該補助金の交付を受けておらず、第5条第1項に規定する補助対象経費と同一の経費に対する他の補助金の交付を受けていないこと。
- (7) 転売を目的として装置を設置しないこと。

(補助対象自動車及び装置)

第4条 補助対象自動車及び装置は、次に掲げる事項のいずれにも該当するものとする。

- (1) 装置を設置する自動車が、第2条第2号に定める自動車であり、個人の用途に供するものであること。
- (2) 装置を設置する自動車が、自動車検査証上の「自家用・事業用の別」欄に「自家用」と記載されており、「使用者の氏名又は名称」欄に記載されている氏名と、高齢運転者の自動車運転免許証に記載されている氏名が同一のものであること。
- (3) 設置する装置が、次に掲げるいずれかに該当するものであること。
  - ア 国の急発進等抑制装置の先行個別認定要領に基づく、先行個別認定を受けた

後付けのペダル踏み間違い急発進等抑制装置

イ その他、国の認定を受けた後付けのペダル踏み間違い急発進抑制装置

(4) 設置する装置が、令和2年4月1日から令和3年3月31日までに購入及び設置するものであること。

(補助対象経費等)

第5条 補助対象経費は、装置の購入及び設置に要する経費（消費税及び地方消費税相当分を含む。設置に際し行った自動車の故障個所の修理若しくは補修又は改良若しくは改造に係る経費を除く。）とする。

2 補助率・限度額は別表のとおりとする。ただし、交付額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

3 高齢運転者へ装置を販売及び設置する事業者が、国の安全運転サポート車普及促進事業費補助金の交付を受ける場合は、その額を補助対象経費から除くものとする。

(補助対象期間)

第6条 補助対象期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ大台町高齢運転者安全運転支援装置設置補助金交付申請書（様式第1号）及び誓約書（様式第2号）を次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 装置の購入及び設置に係る見積書の写し（経費の内訳がわかるもの）

(2) 装置の機能が確認できる書類の写し

(3) 自動車検査証の写し

(4) 運転免許証の写し

(5) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 町長は前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、大台町高齢運転者安全運転支援装置設置補助金交付決定通知書(様式第3号)により、その旨を申請者に通知するものとする。

(交付申請内容の変更等)

第9条 前条の規定による補助金の交付の決定を受けた申請者（以下「補助金交付決定者」という。）は、申請内容を変更しようとするとき、又は補助対象事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、大台町高齢運転者安全運転支援装置設置補助金変更等承認申請書(様式第4号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 町長は、前項の規定による申請について承認をしたときは、大台町高齢運転者安全運転支援装置設置補助金変更等承認通知書(様式第5号)により当該申請をした者に通知するものとする。

3 第1項に規定する軽微な変更とは、補助金の支出額の減額の変更であって、交付決定額の20%以内であるものとする。

(実績報告)

第10条 補助金交付決定者は、装置の設置が完了したときは、完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定の日の属する町の会計年度の末日のいずれか早い日までに大台町高齢運転者安全運転支援装置設置補助金実績報告書(様式第6号。以下「実績報告書」という。)に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 装置の購入及び設置に係る領収書の写し（経費の内訳がわかるもの）
- (2) 装置及び設置内容が確認できる写真及び明細書の写し
- (3) その他町長が必要と認める書類  
（補助金の交付）

第 11 条 町長は、実績報告書を受領したときは、これを審査し、相当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を大台町高齢運転者安全運転支援装置設置補助金交付額確定通知書(様式第 7 号。以下「補助金確定通知書」という。)により補助金交付決定者に通知するものとする。

2 補助金確定通知書を受け取った補助金交付決定者は、速やかに大台町高齢運転者安全運転支援装置設置補助金交付請求書(様式第 8 号)を町長に提出しなければならない。

（交付決定の取り消し等）

第 12 条 町長は、申請者又は交付決定者の申請内容に不正等があったときは、補助金交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付した補助金の全額若しくは一部の返還を命じることができる。

（その他）

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については町長が別に定める。

別表（第 5 条関係）

補助対象経費	補助率・限度額
装置の購入及び設置に要する経費	補助対象経費に対して 10/10 とし、20,000 円を上限とする。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

（宛先）大台町長

申請者 住 所  
氏 名 ⑩  
電話番号

大台町高齢運転者安全運転支援装置設置補助金交付申請書

大台町高齢運転者安全運転支援装置設置補助金交付要綱第7条の規定により、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 円

2 事業内容

補助対象経費 （購入設置にかかる費用）	円
装置設置予定年月日	令和 年 月 日

3 添付書類

- (1) 装置の購入及び設置に係る見積書の写し（経費の内訳がわかるもの）
- (2) 装置の機能が確認できる書類の写し
- (3) 自動車検査証の写し
- (4) 運転免許証の写し
- (5) その他町長が必要と認める書類

様式第2号（第7条関係）

誓約書

下記のとおり、誓約します。

記

- 1 安全装置の機能や注意事項については十分理解しており、安全装置の設置後に発生した事故や自動車の故障については、大台町が一切の責めを負わないこと。
- 2 転売を目的として装置を設置しないこと。装置の後付け日から起算して1年以上は、その装置を使用すること。
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- 4 過去に当該補助金の交付を受けておらず、第5条第1項に規定する補助対象経費と同一の経費に対する他の補助金の交付を受けていないこと。
- 5 本補助金の交付事務に必要な内容に関し、大台町が住民基本台帳及び税務資料を閲覧すること。

年 月 日

大台町長 様

住 所

氏 名

⑩

様式第3号（第8条関係）

第 年 月 日  
年 月 日

様

大台町長

印

大台町高齢運転者安全運転支援装置設置補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった大台町高齢運転者安全運転支援装置設置補助金について、適当と認めたので、当該補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

1 交付決定額 円

2 交付の条件

- (1) 装置の設置が完了したときは、速やかに当該補助金実績報告書及び交付請求書を提出すること。
- (2) 申請内容を変更しようとするときは、速やかに当該補助金変更承認申請書を提出し、町長の承認を受けること。

(注) 本用紙を大切に保管してください。(5年間)

様式第4号（第9条関係）

年 月 日

（宛先）大台町長

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号 ㊞

大台町高齢運転者安全運転支援装置設置補助金変更等承認申請書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた大台町高齢  
運転者安全運転支援装置設置補助金について、下記のとおり変更等したいので、当該  
補助金交付要綱第9条第1項の規定により申請します。

記

1 変更等の内容

2 変更等の理由

様式第5号（第9条関係）

年 月 日  
第 号

様

大台町長

印

大台町高齢運転者安全運転支援装置設置補助金変更等承認通知書

年 月 日付けで変更等承認申請のあった大台町高齢運転者安全運転支援装置設置補助金について、適当と認めたので当該補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

記

1 変更等の内容

2 変更等の理由



様式第6号（第10条関係）

年 月 日

（宛先）大台町長

申請者 住 所  
氏 名 ⑩  
電話番号

大台町高齢運転者安全運転支援装置設置補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた装置の設置  
が下記のとおり完了したので、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 補助対象経費 円
- 2 完了年月日 年 月 日
- 3 添付書類
  - (1) 装置の購入及び設置に係る領収書の写し（経費の内訳がわかるもの）
  - (2) 装置及び設置内容が確認できる写真及び取扱説明書の写し
  - (3) その他町長が必要と認める書類

様式第7号（第11条関係）

第 年 月 日  
年 月 日

様

大台町長

印

大台町高齢運転者安全運転支援装置設置補助金交付額確定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定をした大台町高齢運転者安全運転支援装置設置補助金について、下記のとおり、交付額を確定しましたので通知します。

記

- 1 交付確定額 円
- 2 装置設置年月日 年 月 日

(注) 本用紙を大切に保管してください。(5年間)

（宛先）大台町長

請求者 住所  
氏名 ⑩  
電話番号

大台町高齢運転者安全運転支援装置設置補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で確定を受けた補助金を交付されたく、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 円

2 振込先

金融機関名	銀行 信用金庫 農協	本店 支店・出張所 支所
口座種別	普通 ・ 当座 （該当を○で囲む。）	
口座番号		
フリガナ		
口座名義人		